

平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合に関する特例に関する規則の一部を改正する規則

平成29年3月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第20号

平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合に関する特例に関する規則の一部を改正する規則

平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合に関する特例に関する規則（平成27年聖籠町規則第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「100分の15.5」を「100分の15.6」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。